

地域政策学の可能性

新井野 洋一

Possibility of the Regional Policy Science

Yoichi Niino

要約：本稿は、地域政策学が独自のパラダイムと方法論の確立に関しては途上にあると認識し、政策科学 (policy science) あるいは政策学 (policy studies) に対する地域政策科学 (regional policy science) あるいは地域政策学 (regional policy studies) の可能性の分析を試みた。つまり、policy science of region (地域の政策科学) を超えた、より一般性の高い理論体系の一つとして提起しうるかを議論したものである。まず science (科学) とは一定の目的・方法のもとに種々の事象を研究する認識活動またその成果としての体系的知識であるとの理解に立って、科学的とはいかなることかを整理した。

その上に立って、science の成立要件あるいは学問の具体的な行動・活動の基本構造が「目的」「対象」「方法」の3つであるという視点から、目的論、対象論、方法論からみた地域政策学の可能性を探求するとともに、地域政策学の可能性を追究するためのキーワードについて考察した。また、今後の地域政策学の可能性に向かっての課題について、地域活性化における win-win の関係という問題や新たな地域の捉え方について若干論述した。

1. 地域政策学の未熟さ

1996年、高崎経済大学が地域問題の拡大と地域生活の変貌に対応し、地域・産業振興、地方分権に関する政策領域を教育研究対象とする地域政策学部を設置した。その背景には、第一に1990年代における地方分権・地域主権すなわち地域が抱える問題を地方自治体・地域住民の協力で解決するためには中央に集中している権限や財源の一部を地方に移行させるべきという社会変革論議が巻き起こったことがある。第二には地方公立大学として、地域貢献を旨に地域社会と深く関わり地方分権・地域主権を担う地方の人材を育成することが社会的責務と考えたからである¹⁾。

ところで、現状の地域政策学は、多方面から解説を求められる中、唯一の科学あるいはひとつの学問体系として確立しうるかという課題を抱え続けたままとも言えよう。長年の教育研究活動の集大成として編集、刊行された『地域政策学事典』²⁾においてすら、地域政策学の定義を含む解説はみられないといった現実が示すとおりである。また、愛知大学地域政策学部においても、独自の地域政策学の確立を目指しているものの、設立7年を経過した昨年から『地域政策学ジャーナル』において「特集・地域政策学を考える」と題して論議が開始されたばかりである³⁾。

一方で、地域政策学の発祥基盤を政策科学に求めることには異論はみられない。その学界動向を回顧

1) 高崎経済大学 HP「学部紹介」(2018年5月16日取得) <http://www.tcue.ac.jp/college/rp/001722.html>

2) 高崎経済大学地域政策研究センター編集(2011)『地域政策学事典』, 勁草書房

3) 駒木伸比古(2018)「特集『“地域政策学”について考える』の目指すところ」『地域政策学ジャーナル』第7巻第2号, 61-62頁。鈴木誠(2018)「地域政策を考える-地域産業政策の視点から-」同67-70頁。岩崎正弥(2018)「地域政策原論の必要性」同79頁。

すれば、1990年代に入って国民生活課題に関してその複雑な相互関連性を察知・分析、解決するに「総合」や「統合」の視点が重要であることが打ち出された。つまり、それまでの政策に関する理念と理論における「現実との乖離」を克服した国民生活を創造する新たな社会科学が求められたのである。これに応えるように、慶應義塾大学総合政策学部を筆頭に順次関連学部が設置された。そこでは、政策科学を「社会における政策作成過程を解明し、政策問題についての合理的判断の作成に必要な資料を提供する科学」⁴⁾あるいは「体系的な知識、構造化された合理性および組織化された創造性を政策決定の改善のために貢献させることに関わる科学」⁵⁾と定義された。具体的には、政策課題やその政策の費用対効果、あるいは政策の適切な方法や社会的背景などを研究する学問として捉えるようになったのである。

2002年、地域政策研究の向上と体系化を目標に地域政策学会が設立された。その際、齊藤初代会長は、「地域政策学は、政策科学や公共政策学の単なる一分野ではなく、政策科学の有効性を問い立証するために最も適した領域であるとし、今日の社会が求めている政策志向のアプローチが本来の意味で実現可能となり有効な貢献を生み出すとすれば、地域政策学はその最も有力な実験と実証となりうる」⁶⁾と述べている。現状を振り返る時、「政策科学や公共政策学の単なる一分野」を脱していないことだけではなく、それを打破する作業が遅々として進んでいないことにフラストレーションを覚えるのは筆者だけだろうか。

高崎経済大学地域政策学部において12年以上「地域政策論」を担当している佐藤⁷⁾は、「地域政策論」という科目は方法論（ディシプリン）や制度論を学んだ後に学習すべき応用的科目であると説明した上で、その難しさは標準的なテキストがない学問の宿

命であると整理している。そして、「地域政策学部ではそれは無いものねだりである。無いものとは何かということ、結局のところ固有の方法論や制度論を持つ『地域政策学』なのである」と述べている。さらに、公共政策や地域社会の運営はもっともシンプルに表現すれば人々の間の「協力」であるとの観点から、地域社会の活性化の難易度を考えれば、地域政策学が易しい学問であるはずがないと締めくくっている。

繰り返しであるが、地域政策学とその教育研究は政策レベルへの本格的な科学の導入という思考に対する共鳴者を増大させることを第一義的な使命とし、地域政策学独自のパラダイムと方法論の確立に関しては途上にあると自覚される⁸⁾。

2. Science とは

言うまでもなく、science（科学）とは一定の目的・方法のもとに種々の事象を研究する認識活動またその成果としての体系的知識である。また、研究（study）とは、物事を観察、実験、調査などを通して詳しく調べ、深く追求して、事実や真理を明らかにする行動・活動である。さらに学問とは英語では science(s) であり、科学と訳される。要するに、研究とは、学問に触れることであり、科学という立場に立つという関係で解釈される。本稿は、以上の認識に基づいて、地域政策学の可能性について、地域政策学が一学問体系として認識されるにはいかなる課題を克服しなければならないか、換言すれば唯一の科学として成立するための要件は何かを論理的に追及することを試みたものである。

本論に入る前に、科学とは何かに関して少々議論しておきたい。

一つ目の議論は、人間はなぜ学問に触れ科学とい

4) 宮川公男 (2002) 『政策科学入門』第2版, 東洋経済新報社, 51頁 (H. D. Lasswell, A pre-view of policy sciences, Policy sciences book series, 1971)

5) 前掲4, 51頁 (Dror, Y. Design for Policy Sciences, American Eisevie, 1971)

6) 齊藤達三 (2003) 「研究論文 発刊にあたり」『日本地域政策研究』創刊記念号, 1頁

7) 佐藤公俊「地域政策について一言-『地域政策論』という講義」(投稿日:2017年4月3日)日本地域政策学会HP(2018年12月11日取得) https://ncs-gakkai.jp/about_ncs/page/2/

8) 新井野洋一 (2011) 「地域政策学ジャーナルの創刊にあたって」『地域政策学ジャーナル』第1巻第1号, 1-8頁

う立場を求めるのか、つまりなぜ研究しなければならないのかということである。これに対して、なぜ人間は生きていくかという問題と類似しており、わからないからこそ追求するとの説得を繰り返してきた。要するに、生きている限り、誰もが社会や生活の中のさまざまな難問とその理解を遭遇し何らかの行動を共にしなければならないという事実を根拠としている。したがって、そこでは、すべての人々を納得させる考え方すなわち「論理的思考 (logical thinking)」が必須であるということである。そして、論理的思考を具現化するために、人間は科学という立場を求めるのである。

しかし、以上の説得は、ある種保守的で現状維持のイメージが強く、異なる立場の論者に対する防衛力に過ぎないと批判されることもある。また、地域活性化とか AI をはじめとする技術の活用といった新しくして動態的な課題に対して説明に止まり時に自己満足な研究成果を生む恐れがある。科学における結果も一日にしてならず、積み重ねが重要であることは当然である。

人間が生きていくあるいはそのために学び続けるとは、物事をよく知りその本質や意義を理解するすなわち認識を獲得することである。大学における教育研究の意義もそこにある。認識は、常識 (common sense) = ある社会のある時期において人々が当然のこととして共通に認めている意見や判断としての知識と、良識 (bon sense) = 物事の健全な考え方や判断でありいわば常識に疑問を持てる知恵、そして見識 (judgment) = 物事を深く見通し本質を捉えるための判断力や物事に対する確かな考えや意見と分解できる。そして、まさに見識を獲得するための行動が研究であり科学という立ち位置といえる。しかし、科学に求められる結果はそこに止まらず、新たに構築した見識 (発明, 発見) を新しい常識として発信する使命が与えられているものと考ええる。科学を広義の文化の範疇で捉えるならば、発明・発見だけの状態では科学とは言えず人間集

団内で伝播されることによって完成すると言えよう。

なお、論理的であるとはいかなることかに関しては詳述しないが、「考えや議論などを進めていく筋道が明白である」「思考の妥当性が保証される法則や形式がある」といった意味で使用した。したがって、そこでは「理詰めであること」「首尾一貫していること」「矛盾がないこと」「数学的であること」「データ主義であること」などが求められる。また、経済評論家の勝間⁹⁾が、知識の量よりも知識の見つけ方や使い方、生かし方が求められているとの見解には同感であり、論理的ということは総合的に物事を捉えるということに等しいという大雑把な解釈に基づいている。

もう一つ議論しておかねばならないことは、何をもって科学といい、どこまでが科学かという問題である。科学領域の拡大・巨大化を鑑みれば歴史的に変化していくことは言うまでもない¹⁰⁾。一般的に、「科学的方法」とは、研究によって新たな知見を導き出し、その正しさを立証するまでの手続き (method) とされ、科学的手法とも言われる。「科学は方法である」と言われるのはそれを強調した言い方である¹¹⁾。ともあれ、科学的方法と言えるには、一定の基準を満たしていることが求められる。その論点は、以下の4点に整理されよう。

①測定可能性

研究対象が何らかの方法で測定できるという基準である。端的に言えば、数値と符号で示すことが可能であることであり、測れるものだけが科学の対象になるということである。

②定量性

量として定めることができるという基準である。定量的なデータに基づくことを重視する立場つまりエビデンスベース (evidence-base) と呼ばれる立場が必須であるということである。

③再現性

事象を再現できるという基準である。ある研究

9) 勝間和代「論理的思考力育成する教育を」『毎日 j p.』2010.2.14

10) 佐々木力 (1966)『科学論入門』岩波書店を参照。

11) 森博嗣 (2011)『科学的とはどういう意味か』幻冬舎新書を参照。

によって得られた結果が、手続きややり方などの条件を整えれば、再び同様の結果が起こるということである。一回性を否定することである。

④論理的整合性

思考や論証の組み立てが整っており、その妥当性が保証されるということである。①根拠（証拠）がある、②推測や説明、論述のプロセスに矛盾が少ない、③根拠と推測や説明、論述のプロセスにつながる結論があることである。

3. Scienceとしての地域政策学の追求

前述したとおり、地域政策学の基盤を政策科学に求めることには異論はみられない。しかし、そのことが、地域政策学が政策科学の一分野に過ぎないと決定づけることとは等しくない。つまり、政策科学を基礎科学と称する場合、地域政策学が応用科学と位置づけられるからである¹²⁾。また、社会学における〇〇社会学と書かれる領域社会学すなわち旧くカール・マンハイムが命名した連字符社会学の論理を借りれば、政策学の特定分野を扱う「特殊」政策学としての地域政策学はすでに承認されているものと認識するが、本稿では政策科学（policy science）あるいは政策学（policy studies）に対する地域政策科学（regional policy science）あるいは地域政策学（regional policy studies）の可能性を再考しようとするものである。換言すれば、policy science of region（地域の政策科学）を超えた、より一般性の高い理論体系の一つとして提起しうるかをあえて議論したい。

さて、scienceを学問と表現すれば、その成立要件あるいは学問の具体的な行動・活動の基本構造は「目的」「対象」「方法」の3つである。

(1) 目的論からみた地域政策学

目的とは、いかなるねらいかということである。突き詰めれば、まだ知られていない人間現象や物理

現象あるいは社会現象について説明の仕方を見つけ出すこと、発見とか発明と言える。つまり、研究とは、目的論から定義すれば、「いまだ解明されていないことについて新しい発見を行う作業」となのである。同時に、その成果に関しては、メンデルの法則が1865年にメンデルによって報告された30数年後の別の研究者による再発見され日の目を見た例のように、ある時期に集結されるものではない。

ともあれ、前述したとおり、地域政策学は、政策レベルへの本格的な科学の導入という思考に対する共鳴者を増大させるという第一義的な使命を持っている。これは、地域政策学の萌芽時期における目的とも言える。しかし、それを地域政策学独自の目的とは規定できない。なぜならば、あいまいな立場の中でも、いわゆる地域政策学的研究は着実に蓄積されているとみられるからである。

科学の究極的な目的は、ノーベル賞受賞者の言葉を振り返るまでもなく、「人類（人間と人々）のため」であり、それが研究者の信条であろう。地域政策学も例外となるものではなく、これに向かって、地域を対象として研究する分野と言える。逆説的には、現代社会が不安定な地域政策学に対して一定の市民権を与えようとしているのは、地域を対象としている点に集約されよう。対象論からの独自性こそscienceとしての地域政策学を追求する最大の論点と考えられる。しかしながら、scienceとしての地域政策学の確立を真に追求するのであれば、理論や知識の進展を目的とする基礎研究に目を瞑ることは許されない。そのような意味では、「人類（人間と人々）のため」という広義の目的と真正面に向き合った地域政策学の目的論議も進化させねばならないと考える。

学問の目的には段階的な目的すなわち発見のための小さな発見を追求するという目的が必要である。地域政策学の段階的目的の最高レベルは、言うまでもなく持続可能な（地域）社会の実現と維持、向上である。「持続可能な社会」主義は、サステナビリティ

12) 戸所隆（1998）が地理学の応用としての地域政策研究を地域政策学のモデルとして提示している。しかし、戸所は一方で地理学は総合地域科学として独立した「地理学部」としての研究組織を持つことが望ましいと述べている。（『地域政策学の構築をめざして』『地域政策研究』高崎経済大学地域政策学会、第1巻第1号17-34頁）

ティ (Sustainability) と称され、広く環境・社会・経済の3つの観点から人類を持続可能にしていくという考え方と換言できる。

これも対象論に関連することではあるが、現代日本の地域社会におけるサステナビリティのキーワードは「現代生活の課題」と「地方の課題」と考えられる。したがって、地域政策学においては、この二つの課題の実相と解決策を究明することに他ならない。そして、この究明にあたっての追究すべき現象が地域活性化であろう¹³⁾。なお、まちづくりの概念は、本稿では地域活性化の目的に向かった諸活動とそのプロセスと解した。

地域活性化は、衰退しつつある地域が政策課題としてクローズアップされた1980年代初めから使用され始めた用語であるが、その多義性や曖昧性の指摘を受け限定的に使用しているのが一般的である^{14, 15)}。いずれにせよ、地域活性化という用語の登場は、地域住民の生活実体すなわちあらゆる生活機能分野の沈滞を源泉としているとみることができ¹⁶⁾。いみじくも、我が国における地域社会学的研究が日本社会の拡大に伴う地域社会の変容と軌を一にしているとの見解¹⁷⁾と合致する。以上から、本稿では、地域活性化を「沈滞している地域の生活機能分野をより活発にする過程あるいは結果」と解釈した。また、地域活性化の価値は、地域の生活機能分野を活発 (lively) にすること、すなわち元気で勢いのよい地域社会の様相に変容させることと理解した。

そして、地域政策学の目的としての地域活性化の

ターゲットは、地域社会に対する「効果」であるが、過程と結果の二局面で把握すべきと考えられる。なぜならば、地域活性化の効果は、地域の生活機能分野が実際に変容・変質したという結果だけではなく、変容・変質させようとした地域活動や人々の行動の過程そのものを効果と考えることができるからである¹⁸⁾。また、地域活性化の効果を結果に限定したとき、「経済 (的) 効果」と「社会 (的) 効果」に二分する考え方が一般化しつつある。これは、効果を具体化するための便宜的な論理であり、マクロ経済学的には「経済効果」と広義に捉えれば事足りることかもしれない¹⁹⁾。いずれにせよ、しかし、以上のように、地域政策学の段階的目的地は地域活性化にあり、科学的立証の蓄積と並行させながら地域政策学の目的を深化させていくことが重要であろう。

地域政策学を応用科学であると認めるのであれば、そこではより具体的な地域活性化を行動化して、社会や産業の発展に直接役立たせるという実践的な目的が自覚されねばならない。そして、その実践が実践に止まらず、地域活性化という science として地域政策学の目的論の進展に寄与することを熱望する。

(2) 対象論からみた地域政策学

学問成立の二つ目の要件は対象である。科学的な対象とは、何を当てや材料として追究するかという観点である。地域政策学の対象は広義には地域に他ならない。

-
- 13) 地域活性化に焦点を絞り、それに関する研究と実践を目指して、2009年に地域活性化学会 (The Japan Association of Regional Development and Vitalization) が設立されたことは特記すべきことである。
- 14) 小川長 (2013) 「地域活性化とは何か - 地域活性化の二面性 -」『地方自治研究』日本地方自治研究学会, Vol.28 No.1, 42-53頁
- 15) 瀬田史彦 (2010) 「地域活性化と広域計画」大西隆編著『広域計画と地域の持続可能性』(東大まちづくり大学院シリーズ) 学芸出版社, 52-72頁
- 16) 2007年10月9日の閣議決定 (2012年7月27日一部改正) によって地域活性化関係の5本部 (都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部及び総合特別区域推進本部) の会合として設置された地域活性化統合本部会合の資料においても明示されている。
- 17) 西村雄郎・熊田俊郎 (2000) 「理論と方法」地域社会学会編『キーワード地域社会学』ハーベスト社, p.10.
- 18) 地域活性化を意図した地域イベント終了時、主催者の多くに、「結果はともあれ、準備と運営の過程で、地域住民があれだけ熱くなり、協働し、1つになった」(例: 2013年11月にB-1グランプリ in 豊川が開催された豊川市山脇実市長の新年懇談会あいさつ) という主旨の論評がみられる。
- 19) 筒井隆志 (2012) が「何が何%上ったので活性化したというような定量的な議論は難しいが、活性化を (A) 経済的に測定できる効果、(B) 経済的に測定できない効果 (外部経済効果を含む) に二分」と述べたとおりである。 (「スポーツによる地域活性化」『経済のプリズム』No102, 3頁)

著者が所属する愛知大学地域政策学部では、その発足にあたって、地域を第一義的には「行政的に区切られた生活空間という単位」(region)として捉えている。しかし、現実の地域は、経済活動の場としての性格、地縁社会やコミュニティあるいは共同体としての性格、祭りや歴史遺産などの伝統文化やスポーツ等々の現代文化の活動単位あるいは自然環境や風土としての性格が複雑に交錯、混合する場所でもある。要するに、ここでいう地域とは「生活の場」すなわち「生活圏」に他ならない。このような地域概念の観点から、地域政策学を「生活圏政策学」と別称することもできよう。生活圏としての地域は、さまざまな生活機能分野すなわち産(企業)－政(政治)－官(行政)－民(住民)－学(大学)－金(金融)－言(メディア)とそれらの背景となる自然や社会環境いわば文(文化)との結びつきの中で動いている²⁰⁾。それがゆえに、それぞれの生活機能分野に関連して多種多様な研究領域が対応して地域の問題にアプローチすることとなり、結果として地域政策学概念のあいまいさを再認識することとなる。

なお、地域政策学の研究教育が近隣地域社会(local)との強いかわりの中ですすめられることが少なくないために、「近隣地域政策学」とどまるとの誤解を受けやすい。しかし、「生活圏」としての地域は、近隣地域社会だけを指すものではなく、日本全国、全世界に存在する。また近隣地域社会の生活機能分野が世界へのひろがりを一層増大させている現代においては、地域政策学がまさに「生活圏政策学」とでもいうべき役割が期待されると推測される²¹⁾。

一方、研究における対象という観点からすると、地域政策学の個別テーマは地域における具体的な生活課題であり、それはその地域が置かれた状況によって差異を示すものである。近年の地域政策学的研究における生活課題は、やはり人口減少、少子

化・高齢化とそれに伴う諸問題の深刻化、地元産業の衰退、公共施設の空洞化、交通インフラ等の格差、生活習慣病や自殺、犯罪の漸増、外国人居住者の就労問題や異文化摩擦、そして自治体財政の逼迫などである。しかも、それらの生活課題は中央に比して地方が深刻であり、まさに「地方の課題」として集約されている。

さらに明治以来の全国の画一性、統一性、公平性を重視する中央集権型行政システムによって地域の多様性を生かした個性的な地域づくりが阻害されてきたこと、国と地方の役割分担が不明確なために二重行政など行政効率に無駄が生じていること、そして多くの地方で少子高齢化の進行などにより中央との格差が広がり、限界集落など深刻な社会問題が起こっていることを背景として、1999年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(通称「地方分権一括法」)が制定された。しかし、本来、地方における地域活性化の進展には、地方分権に加え、末端部分での分権すなわち地方自治体から地域住民への分権が必須であることに気付いていくことになった。つまり、地方分権ではなく、「地域主権」の確立こそが地方の特色、地域産業、地方文化等を重視する新たな地域創造を可能にする理解されたのである。「地域のことは地域で」という「地域主権」を重視した政策こそが地域政策の要であり、地方創生の実現への道標と言えよう。

対象論から再考すれば、地域政策学は「地方課題の政策科学」あるいは「地域主権政策科学」という意味を持っている。

(3) 方法論からみた地域政策学

学問の最後の要件は方法であり、それがいかに独自性を持っているかでその科学性の根拠が高まるのである。目的の遂行と手がかりとなる対象へのアプローチに当たって、いかなる手立てや手段を使うかということである。日本語の方法には幅広い意味が

20) 新井野洋一(2015)「政策学部系の学部教育のあり方を問い直す」『総合政策フォーラム2015』Vol.10 中京大学総合政策学部 新井野洋一・石川良文・奥野信宏・桑原英明 1-21頁

21) 新井野洋一(2017)「愛知大学地域政策学部と地方創生」林正雄・伊藤利男・梶村太市・松井光広編『それぞれの地方創生』,日本加除出版

あり、ここではできるだけそれに対応させて考えてみたい。

一つ目の方法の意味は、研究対象への接近の仕方に関する考え方 (means) としての方法である。この観点からすると、地域政策学は「文理融合」の複合領域であり、インターディシプリナリー・アプローチ (interdisciplinary approach) の領域であろう。しかし、日本公共政策学会においても、その学問的性格を「学際的」としており²²⁾、地域政策学の独自性を見出すことはできない。いわば地域政策学は「総合政策科学 of 地域」と定義されよう。それは、地域政策学の広義の目的が「人類のためのサステナビリティの追究」にあることからして深く追及する必要はないようにも思われる。

しかし、問題は、以上の事情から、各研究者の専門領域が得意とする研究技術のみに傾斜し、他の領域の研究技術に無関心としなり、「学際的」という視点が不しなわれることである。地域政策学的研究において諸領域が活用している研究技術すなわち「分析にあたっての観点・見通し (perspective)」「研究を進めていくやり方 (way)」「手続き (method)」に関する相互学習と研鑽が重要である。それによって、研究技術が共有され、真に学際的方法を獲得した地域政策学者が醸成されるのではなかろうか。

先に、地域政策学の段階的目的地域活性化にあり、科学的立証の蓄積と並行させながら地域政策学の目的を深化させていくことが重要であろうと述べた。科学的立証には適切な測定手段が必要であり、またそれを実現するには正しい測定に関する考え方や原理、適切な装置も必要なのである。巻尺 (メジャー) は百円玉の直径を測ることができるが、中心点を求める装置として不適切なことでわかるであろう。ここで訴えたいことは、適切な測定手段とそのための測定に関する考え方や原理、適切な装置組織化する作業の必要性である。繰り返せば、地域政策学の科学的方法が文理融合的であり学際的である

ことを認識しながらも、地域政策学者が逃避している現状を批判する者である。

ところで、学問性格上の目的としての地域活性化が、地域政策学の実践的使命を持っていることを熟考する時、紛れもなく手法 (technical skill) そのものと認識されるべきであると考えられる。しかるに、政策現場では、地域活性化が産業の振興、雇用の創出、定住人口の増加、地域間交流の拡大、地縁型コミュニティの再生などの意味で使用され、いわば結果としての効果に力点が置かれている。今後は、地域活性化を方法として捉えることも視野に入れ整理されていくことを期待したい。

4. 地域政策学の可能性に向かって

まとめに代えて2, 3の感想を述べさせていたきたい。

一つ目は、地域活性化における win-win の関係という問題である。地域活性化は、実体的には地域の諸資源 (ヒト・モノ・カネ・情報) が地域内部や地域の内外を動くことに他ならない²³⁾。つまり、「地域内での資源の動きとしての地域活性化」「地域内の資源が地域外へと動く地域活性化」「地域外の資源が地域内へと動く地域活性化」の3つのパターンを基本としながら、様々な形態で発現する。そこにおいてどれだけ関係者が win-win の関係を作り上げることができるか、地域政策学にとって大きな研究課題であり実践的使命であろう。しかるに、これまでの地方自治体を中心とする地域活性化事業が費用対効果を重視するあまり、「地域内の資源が地域外へと動く地域活性化」と「地域外の資源が地域内へと動く地域活性化」が重視されているように見える²⁴⁾。地域政策学の立場はあくまでも個人個人の幸せの分析と地域全体のサステナビリティを統合させることを信条とし、win-win の関係に偏向を生起させない理論の構築と科学的方法の発見に努力しな

22) 日本公共政策学会「学会概要」<http://www.ppsa.jp/gaiyo.html> (2018年5月16日閲覧)

23) 嶋根直登 (2011)「地域活性化と公民連携」『調査季報』168号、横浜市政策局、35頁

24) 公益財団法人地方自治総合研究所の調査結果として、いわゆる地方再生の地方版総合戦略の7割超が学部企業への委託で、かつその委託先は東京の企業・団体が過半数占めていたと報道されている。(中日新聞、「地方創生計画7割外注」2019年1月3日)

ければならないと感じる。その点では、地域政策学もまたPDCAサイクルとりわけ評価の思考を自分自身にも当てはめることが重要であることを示唆していよう。

二つ目は、scienceとしての地域政策学の確立が遅々として進まない理由を、地域概念の広範さとその捉え方の相違に求められることが少なくない。愛知大学地域政策学部も、類似の悩みを持ったままである。例えば、岩崎²⁵⁾は。地域をspace（空間）ではなくplace（場所）と捉え、spaceを対象に考究された政策構想が人びとの暮らしが刻印されたplaceという制約の中で地域政策として立ち上がり、そして今度はplaceに対し再帰的に働きかけ暮らしの場を変えていくと述べている。著者が地域政策学の教育研究の場が生活圏であると述べたことを詳説いただいたと理解している。

ところが、昨今のAIなどの科学技術の発展とグローバル化を鑑みると、これらに加えてstageとして地域を見つめる必要性を感じる。stageは舞台と直訳されようが、人々がそれぞれの役割である時期に活動する空間であり場所すなわち生活場面としてとらえてはどうだろうか。scienceとしての地域政策学は、その舞台の上で人々が安全で安心した生活が営まれる理論と実践的なシナリオを提案、構築する研究領域と解釈してはどうだろうか。少々乱暴な視点ではあるが、経済格差や健康格差、地域格差解消といった問題に関してバランスよく論議するに有効なキーワードと思われる。

最後に、著者の個人的な関心ごとではあるが、学問の確立や進展のためには批判的な姿勢による研究が必要であると考え。もちろん、結論や提言のない単なる現状批判に止まる研究は学問の進展を妨げる。そのことを自覚しつつ、学問の成立要件すなわち目的、対象、方法そのものが研究対象となりうると信じて、今後も地域政策学の科学的研究を進めていきたい。

25) 岩崎正弥 (2017) 「巻頭言:改めて『地域』の可能性を問う」『地域政策学ジャーナル』第7巻第1号, 1頁